

平成 29 年第 1 回田川地区斎場組合議会定例会議事日程

平成 29 年 3 月 22 日（水） 午前 9 時 55 分開議
田川青少年文化ホール 大会議室

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告 平成 28 年度経過月分（4 月～12 月）の出納検査について
- 日程第 4 議案第 1 号 専決処分の報告及び承認について
（田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正）
- 日程第 5 議案第 2 号 田川地区斎場組合基金条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 28 年度田川地区斎場組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 29 年度田川地区斎場組合一般会計予算

◎議長（皆川 高司君）

皆様、おはようございます。定刻より少し早いですけど、皆さんお集まりになりましたので、ただ今より開議いたします。ただ今の出席議員は、17名であります。よって、本会議は成立いたしました。なお、本日の会議に欠席届のあった議員は、藤沢悟議員、小林慧議員の2名であります。ただ今より、平成29年第1回「田川地区斎場組合議会定例会」を開会します。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでありますので、ご承知を願いたいと存じます。では、議事に入ります。日程第1「会期の決定」を議題とします。会期は、本日の一日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の一日限りと決しました。日程第2「会議録署名議員の指名」を議題とします。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において指名いたします。本日の会議録署名議員は、佐々木淳議員、ならびに、加藤秀彦議員を指名します。日程第3「諸般の報告」を議題とします。監査委員からお手元に配布のとおり「平成28年度経過月分の出納検査」の報告がありましたので、ご了承を願いたいと存じます。次に参ります。日程第4議案第1号「管理者専決処分の報告並びに承認について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司君）

管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人君）

皆さんおはようございます。本日は、年度末のご多用のところご参照賜りまして誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日頃から斎場組合の運営にご協力いただき、深くお礼を申し上げます。我々斎場組合と致しましては、より一層市民目線に立った公共サービスを今後も提供していく所存でございます。議員の皆様方におかれましても、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。さて本日は、報告事項1件、条例の一部改正1件、補正予算及び新年度予算の4議案を上程しております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。それでは、日程第4議案第1号管理者専決処分の報告並びに承認について、ご報告申し上げます。今回の専決処分の内容は、国が定めた人事院給与勧告を尊重し、地方公務員においても、同様の勧告措置を講じるもので、当組合も「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例」の一部を改正するものであります。このことにより、改正後の適用日を、平成28年12月1日とする必要があります。急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したもので、同条第3項により、本議会に報告し、承認を求めるものであります。今回の給与勧告の内容は、一般職の期末勤勉手当を従前の年間支給月数「4.2月分」から「4.3月分」に「0.1月分」引き上げるものであります。また、給料月額の本俸では、若年層の給料適用料を重点に、平均で0.15%の引き上げを行うも

のであります。この改正後の条例は、平成28年12月1日に公布し、平成28年4月1日に遡及して適用するものであります。なお、平成28年度の期末勤勉手当の支給月数の配分に関する規定の施行日は平成28年12月1日から適用するものであります。以上が、今回専決処分した給与条例の改正内容であります。よろしく、ご承認をお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司君）

ただ今、提案理由の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（皆川高司君）

質疑がないようですので、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり、決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号「管理者専決処分の報告並びに承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。次に参ります。日程第5議案第2号「田川地区斎場組合基金条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司君）

管理者。

◎管理者（二場 公人君）

日程第5議案第2号「田川地区斎場組合基金条例の一部改正」について、ご説明申し上げます。現在、将来の当斎場施設新設工事を見据えて、財源となる地方債を除く、自己負担分に相当する建設準備金を財政調整基金に積立っていますが、平成29年度から本格的に毎年3千万円を積立てるための目的基金を当該条例に設置するもので、第1条(趣旨)の条文中に、「第3号、施設整備基金」を加えるものであります。以上が、本条例の一部改正の内容であります。よろしく、ご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます

◎議長（皆川 高司君）

ただ今、提案理由の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司君）

柿田議員どうぞ。

◎議員（柿田 孝子君）

基金条例を改正して毎年3千万円の積み立てをするということですが、この説明資料を見ますと、総工費約12億円を見据えてというふうに書いてありますが、この件についてはどこかで具体的に説明はされているかどうか、今後の計画などがあればこの時に示して

いただきたい、示すべきだと私はと思いますが、今回も資料として出されていないので、その辺りを是非ご説明していただきたいと思います。

◎議長（皆川 高司君）

事務局。

◎事務局長（松崎 紀公君）

その件については一部の議員からも問い合わせがありましたので、資料を今から配布させて頂きたいと思います。議長よろしいでしょうか。

《関係資料配布》

◎議長（皆川 高司君）

事務局。

◎事務局長（松崎 紀公君）

ただ今資料を配らせて頂きました。これにつきましては、執行部とは基本ベースとしてお話しさせて頂いています。内容につきましては担当課長会議で常にこの事業につきまして説明し、将来こういう事業をしたいので、基金を積み立てさせて頂きたいということであり、この資料を補足資料として常につけております。この事業は12億円を想定しております。75%は地方債の充当率となっておりますので、その残りの3億円が自主財源として手持ちの基金でやらないといけないとなっております。その為には、事業を実施するときに市町村に一括で負担を願うということは、市町村財政課の方もやめて頂きたいという趣旨でございましたので、当組合としては、このように基金を積み立てていくという計画をさせて頂きたいということでございます。

◎議長（皆川 高司君）

柿田議員。

◎議員（柿田 孝子君）

説明して頂き、資料も見させて頂きましたが、これまでも平成26年27年28年とかけて炉の改修についてはされてきて、28年で完了というふうに資料には書いてあったかと思えます。使えば確かに炉という物は劣化していくと思いますが、これを見ますと平成32年から見取り図を作成していつてという計画がありますが、今までも炉については改修をしてきたというふうに説明は受けております。こんなに、炉はいつ頃に新しくしないといけないくらい劣化していくのかどうか、その辺りはどのようにお考えなのでしょうか。

◎議長（皆川 高司君）

事務局。

◎事務局長（松崎 紀公君）

平成26年から28年の事業に関しましては、これは中規模程度、要は耐火レンガの取替工事というところで、中間のメンテナンスです。本格的に改修するということは、たくさんのお金がかかります。火葬炉の耐用年数は20年とされております。20年が限度で

ございますので、来年度で築20年になります。それを踏まえて、この事業を将来に向けて計画させて頂きたいのでございます。今まで、平成9年に新築工事をしまして、中規模程度のメンテナンス工事は2回すでに行っております。一回に8,000万円を投じてです。これはあくまでもメンテナンスです。本格事業ではございません。本格事業に取りかかるとすれば、火葬炉は全てをやり替えなければ果たされないということでございます。

◎議長（皆川 高司君）

柿田議員。

◎議員（柿田 孝子君）

確かに、20年が限度ということで、改修しなければいけないということをご説明の中である程度は理解できたと思いますが、では、今、説明して頂いたように、今まではいくらかけて中規模の改修をしました、今後はこれだけお金がかかるので、改修をしなければならぬとか、新築をしなければいけないということをもっと早い時期に具体的に出すべきではなかったかと思えます。そして、それぞれの議会の中で今までにこういう改修をしてきて、今後こういう計画があるということをご提案すべきだったのではないかと考えますが、その辺りはどのようにお考えなのでしょう。

◎議長（皆川 高司君）

事務局。

◎事務局長（松崎 紀公君）

この事業はあくまでも基本でございまして、この資料も実際に平成32年度から着手するといった明確にした物ではございません。今から検討させて頂きたいということで、また基本ベースになることは、担当課長会議と執行部ともお話しなさいといけません。本組合議会では、まだ、ご説明する時期ではないと思ひ、お話を提出させて頂かなかったという経緯でございました。

◎議長（皆川 高司君）

柿田議員。

◎議員（柿田 孝子君）

というのであれば、まずはそれぞれの自治体の議会に報告事項として出して頂いて、こういった提案をするべきだったのではないかと考えます。今日はできれば、この件については、田川市議会に持ち帰って、こういった炉の新設工事があるということについて、まずは皆さんの方にお訊ねをして、この計画をすべきだというふうを考えますので、今日はできれば継続審議にさせていただきたいと要望したいと思ひます。

◎議長（皆川 高司君）

事務局。

◎事務局（松崎 紀公君）

補足でございますけども、この3,000万円を積立てる用途につきましては、27年度まで、前の平成9年の際の火葬炉改修工事の地方債償還が終わりました。その終わった

お金を今回、市町村に返還するのではなくて、そのまま積立てていこうという趣旨でございますので、その辺も加味して頂きたいと思います。

◎議長（皆川 高司君）

柿田議員。

◎議員（柿田 孝子君）

その辺りも理解はできるのですが、こういった大規模な大きな支出を伴う物ですから、先ほども言っていますように、それぞれの自治体の議会の中でこういったことがあっているということを提案して、今後の建設費の積立てをするべきではないかというふうに考えます。

◎議長（皆川 高司君）

ただ今継続審議をしてほしいということでしたが、暫時休憩とします。

《暫時休憩中》

◎議長（皆川 高司君）

休憩に引き続き、再開を致します。事務局どうぞ。

◎事務局長（松崎 紀公君）

先程、この事業に関して説明がなかったということですが、この組合議会で近々になればご説明をさせて頂きたいと考えてございまして、今回の基金の積立てに関しましては、あくまでも前回の組合議会で櫻井議員より、これは特目基金にするべきであるとのこと指摘がございましたので、今回、踏襲させて頂くべく議案を出させて頂いた訳でございますので、事業と今回の基金条例の目的とは思いが違いますので、ご理解頂きたいと思います。

◎議長（皆川 高司君）

柿田議員。

◎議員（柿田 孝子君）

今回の基金と今後の事業については、基金を積立てていって新規事業をするわけですから、繋がりががあるので、これについては継続審議だと先ほど述べました。

◎議長（皆川 高司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司君）

ないようですので、討論に入りたいと思います。討論は、ございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司君）

柿田議員。

◎議員（柿田 孝子君）

先ほどから述べていますように、この基金条例については、新規事業につながるので、継続審議をすべきだと言うことで、今回の条例改正には反対します。

◎議長（皆川 高司君）

賛成討論はございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司君）

櫻井議員。

◎議員（櫻井 英夫君）

私はこの特目と財政調整基金を明確にすべきだと提案させて頂きまして、今回条例改正という形で日の目を見たわけでございます。一刻も早く条例を制定させて、そしてまた、柿田議員が言われる計画についてもしっかりと併せて議論をして、そういう環境を整えるべきだと思いますので、条例改正には賛成でございます。

◎議長（皆川 高司君）

ほかに、討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司君）

ないようですので、討論を終わります。これより、採決をいたします。採決の方法は、起立により、行いたいと存じます。本案に、賛成の方の起立を求めます。起立、多数であります。よって、議案第2号「田川地区斎場組合基金の一部改正について」は、原案のとおり承認することに決しました。日程第6議案第3号「平成28年度田川地区斎場組合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司君）

管理者。

◎管理者（二場 公人君）

日程第6議案第3号「平成28年度田川地区斎場組合一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。今回の補正は、職員の給与改定による人件費の増額補正や前倒しで実施した工事費用等、急を要する費用の増額補正をするもので、最終の決算見込みによる収支の均衡を図るものであります。よって、予算現額1億5,454万4千円に対し、8万円を追加し、最終予算額を1億5,462万4千円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては、引き続き、事務局に説明をさせますので、よろしく、ご審議のうえ、ご協賛下さいませようお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司君）

事務局。

◎事務局長（松崎 紀公君）

それでは、事務局からは、補正予算書3頁の歳入歳出予算事項別明細書から、ご説明をさせていただきます。今回の補正は、歳入歳出予算ともに、8万円を増額補正させて頂くものでございます。補正要因となる歳出予算のうち、2款・総務費において、8万円を増額す

る必要があるため、歳入予算のうち、2款・使用料及び手数料において、8万円を増額し、収支の均衡を図るものでございます。その詳細でございますが、次の4頁をお開き願いたいと存じます。まず、「歳入の補正内訳」では、2款・1項の使用料において、施設使用料収入の確定増額分8万円を、増額補正するものでございます。この増収確定分は、隣接する葬儀会館が、夜間のみ、斎場駐車場を有償で借り上げているもので、その使用料収入が予定を上回って収入できたもので、今回の補正財源とするものでございます。次の5頁に移らせて頂きます。「歳出の補正内訳」でございますが、今回の、補正要因となります2款・1項・1目の一般管理費において、8万円を増額するものでございます。補正科目は、まず、2節の給料において、人事院給与勧告に基づく、給与改定の引き上げによる差額支給等により、不足する5千円を増額いたします。次の3節の職員手当等においても、人事院給与勧告に基づく、期末手当の支給月数0.1月分の引き上げと各手当の差額支給により不足する5万円を増額いたします。次の11節の需用費においては、最終の決算見込みにより、94万円を増額いたします。増額の主な要因は、まず、消耗器材費においては、火葬炉用燃焼部品の不良に伴う追加購入をするもので94万円を増額するものでございます。修繕料では、緊急性の高い施設付帯設備の復旧工事等17件の修繕費として、184万円を増額いたしております。その必要財源184万円は、最終見込みにより、光熱水費の51万円の減額と、同じく、燃料費133万円の減額により、財源調整を行っております。次の12節の役務費では、電話料金の最終見込みによる不足額、2万5千円を追加増額いたします。次の13節の委託料では、当初予定した公会計導入に伴う財務システムの開発会社と委託契約を予定致しましたが、先方と協議を進める中、重要なコンサルタント業務が別途契約となり、割高となることが判明したため、平成29年4月から公会計コンサルタントが常勤する会計事務所と直接契約する方向で決定したため、28年度分のシステム料を減額したものでございます。次の19節の負担金補助及び交付金では、本年4月からの職員採用に伴う試験問題集や採点結果業務の提供を受けた福岡県自治振興組合への試験業務負担金1千円を追加したものでございます。最後の25節では、当組合基金から発生した積立金利子を、ここで払出し、改めて積立てるもので、最終見込みにより、1千円を追加増額したものでございます。以降、6頁から7頁には、給与費明細書を、最後の8頁には、附表として、基金残高表を添付いたしておりますので、ご参照願いたいと思います。以上が、28年度第2号補正予算の詳細となっております。よろしくお願いたします。

◎議長（皆川 高司君）

ただ今、提案理由の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司君）

質疑がないようですので、これより、討論に移ります。討論は、ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長 (皆川 高司君)

討論を、終結します。これより、採決をいたします。本案は、原案のとおり、決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長 (皆川 高司君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号「平成28年度田川地区斎場組合一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。日程第7議案第4号「平成29年度田川地区斎場組合一般会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長 (皆川 高司君)

二場管理者。

◎管理者 (二場 公人君)

日程第7議案第4号「平成29年度田川地区斎場組合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。昨今、国は、国際情勢に対応すべく、地方分権に関する法律や省令の改正など、目まぐるしく、ハードからソフトにシフトした地方自治の改革が進められており、地方公共団体の資質と進化が問われる時代に突入してまいりました。本組合も行政規模は違えども、本質は同じであり、資質と進化が求められております。このような社会情勢の中にあっても、職員には田川地区斎場組合の本分である火葬施設の管理運営への「奉仕の精神」と「危機感のある管理業務」を遂行することが責務であることを注視させ、更には、緊縮財政も徹底させて行く所存でございます。それでは、平成29年度当初予算の説明に移ります。予算の編成内容は、第1表「歳入歳出予算」に明記しているとおりであります。平成29年度予算総額では、歳入歳出予算ともに、1億4,038万円を予定しております。本予算の編成にあたっては、歳出経費である組合運営費や施設の維持管理費を確定したのちに、歳入経費を編成するものとなっており、まずは、歳出予算から説明申し上げます。まず、1款・議会費では、議会運営費として、議員報酬を含む82万3千円を予定しております。次に、2款・総務費では、特別職報酬を含む職員人件費のほか、火葬施設の維持管理費や事務費など、総額にして、1億3,824万6千円を予定しております。次の、3款・公債費では、一時借入金利息を想定して、1万1千円を予定しております。次の、4款・予備費では、急を要して、既定額を超えて必要となる歳出科目への予算充当を想定して、130万円を予定しております。以上のことから、歳出合計では、1億4,038万円を予定しております。一方、この歳出経費を補う歳入財源であります。はじめに、1款・分担金及び負担金では、斎場使用料収入など、組合独自の自主財源では補えない不足する財源を、市町村から負担金として、徴収するもので、9,177万5千円を見込んでおります。次の、2款・使用料及び手数料では、斎場使用料や普通財産使用料として、4,825万5千円を見込んでおります。3款・

財産収入では、職員退職手当や財政調整基金等からの運用利子2万3千円を見込んでおります。4款・繰入金は、存置科目としております。5款・繰越金も、前年度剰余金を受入れるため存置科目としております。6款・諸収入では、売店や自動販売機の電気料金納付金など、32万5千円を見込んでおります。以上、歳入合計では、歳出合計と同額の1億4,038万円を見込んでおります。以上が、平成29年度一般会計当初予算の内容となっております。その他、予算の詳細につきましては、引き続き、事務局に説明をさせますので、よろしく、ご審議のうえ、ご協賛下さいますようお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司君）

事務局、補足説明をお願いします。

◎事務局長（松崎 紀公君）

引き続き、事務局からは、29年度当初予算書のうち、6頁の[3の歳出]の詳細から、ご説明させていただきます。まず、1款・1項・1目の議会費でございます。組合議会運営費として、総額で82万3千円を予定するものでございます。その詳細は、まず、1節の報酬では、定数19名の組合議員の年額報酬63万6千円を。9節の旅費では、同じく、19名の組合議員の臨時議会を含む年4回の議会出席に対する費用弁償13万7千円を。10節の交際費では、議長交際費として、5万円を計上するものでございます。次の、2款・1項の総務管理費でございます。まず、1目の一般管理費では、組合運営や施設管理費として、総額1億3,816万7千円を予定するものでございます。その詳細は、まず、1節の報酬において、組合執行部である特別職3名への年額報酬13万7千円を。次の2節の給料では、新規採用職員1名を含む、一般職員2名分の給料854万1千円を計上。次の3節の職員手当等では、一般職員2名の通勤手当や期末勤勉手当として、480万5千円を。次の4節の共済費では、一般職員2名の共済負担金や、嘱託職員3名の社会保険料、労働保険料など、総額432万2千円を計上致しております。次の5節の災害補償費は、存置科目と致しております。次の7節の賃金では、事務局に従事する嘱託職員3名分の月額賃金と時間外勤務手当を合わせ、860万1千円を計上。次の9節の旅費では、組合執行部の特別職3名の費用弁償のほか、職員の出張旅費を前年実績に基づき、22万7千円を用意いたしております。次の10節の交際費は、管理者交際費として、組合関係者への慶弔代として、10万円を計上致しております。次の7頁に移らせて頂きます。はじめに、11節の需用費では、組合事務費や、斎場施設の管理運営費として、1,982万円を予定するものでございます。その詳細でございますが、まず、消耗品費で140万円を計上。次の、消耗器材費では、火葬炉用消耗機材として、322万円を。次の印刷製本費では、現金領収書や会計伝票、案内パンフレットの制作費として35万円を。次の食糧費では、遺族に配膳するためのお茶の購入費として16万円を予定いたしております。次の光熱水費では、直近1年間の使用実績を基に平均料金で算出するもので、511万円を計上。次の燃料費は、過去3年間の実績を基に平均値で算出するもので、908万円を計上致しております。最後の修繕料では、建物の付帯設備の経年劣化から、緊急性の高い、早期な復旧が望まれる修繕が頻発しておりますが、予

見が出来ないことから昨年と同額の50万円を計上致しております。次の12節の役務費では、通信運搬費のほか、火災保険や消防設備点検料、82万8千円を予定。まず、通信運搬費では、電話料金やインターネット使用料のほか、郵便切手購入費として、70万2千円を。次の建物損害保険料では、公共施設を対象に損害補償を管轄する全国市有物件共済会への分担金5万6千円を。次の施設賠償保険料では、斎場施設内で万一、利用者が負傷し、法的に当組合に瑕疵がある場合、最高5千万円が支払われる任意保険料ですが、その保険料2万4千円を計上致しております。次の消防設備点検手数料では、消火機器等の法定点検手数料3万8千円を。次に証明手数料では、金融機関からの残高証明発行手数料など、8千円を計上するものでございます。次の13節の委託料では、斎場施設に関わる保守管理業務、11業務を民間に外部委託する費用として、総額5,054万9千円を予定するものでございます。まず、残骨処理費では、遺族が収骨しなかった焼骨灰を、毎月、委託業者が、県からの許可を受けた指定地に搬出するもので、その費用64万8千円を計上。次に、電気管理委託料では電気事業法で定めた受電設備等の年12回の点検費用27万6千円を。次に、警備委託料では、斎場施設の防犯警備を委託するもので、年間費用47万6千円を。次の、合併処理槽保守料では、70人槽の合併処理槽の保守管理料として、年間費用37万9千円を。次の、斎場管理業務委託料では、斎場施設の主たる現場業務である火葬、清掃、接客業務を一括して民間に外部委託するもので、平成29年度から31年度までの3年契約の落札額1億,3,953万6千円のうち、単年度分の委託料として4,651万2千円を計上致しております。昨年の3月定例会で申し上げましたが、火葬業務に従事する技術スタッフの労務環境を改善するため、常勤人員を4名から5名と1名を増員したことから年間612万円が増額致しております。次の庭園管理委託料では、斎場敷地内の、松の木剪定や、樹木への消毒や施肥作業、31万1千円を。次の、健康診断委託料は、職員の健康増進と予防を目的に、共済組合が実施するもので、職員5名分の検診料3万4千円を予定致しております。次の火葬炉設備保守点検料では、火葬炉設備の年1回の総合点検料として47万円を。次のデマンドコントロールシステム管理料では、システム業者にデータ管理を委託するもので3万9千円を計上。次の空調設備保守点検料では、建物全体の空調設備の保守点検を年2回実施するもので、43万2千円を計上。次の公会計の導入に伴う財務諸表作成委託料では、会計事務所のコンサルタントのもと、制作委託するもので、97万2千円を計上致しております。続いて、14節の使用料及び賃借料では、テレビの受信料のほか、斎場電話予約システムのリース料など、事務、事業用機器の長期継続契約によるリース料5件分22万2千8千円を予定するものでございます。続いて、15節の工事請負費では、施設補修費として、事業費580万円を予定しております。その内訳は、故障した収骨室のエアコン機器の交換工事のほか、玄関ホールの風除室改良工事や、経年劣化による火葬炉設備のメンテナンス工事を予定致しております。次の8頁に移らせて頂きます。まず、18節の備品購入費は、存置科目と致しております。次の、19節の負担金補助及び交付金では、職員が加入する公平委員会をはじめとする関連5団体への負担金として、総額8万4千円を予定するものでござ

います。次の、25節の積立金では、3,212万3千円を予定しております。その内訳は、歳入の3款、財産収入で受入れた基金利息をここで、新たに払い出し、元本に積み立てるための利息2万3千円のほか、一般職員の退職手当基金への必要額210万円を新規に積み立てるものでございます。また、将来の現有施設の新設工事の自主財源、準備金として、施設整備基金へ積み立てるもので、その金額3,000万円を計上しております。次の、2目の霊柩車運行費ですが、これは29年度予算から廃止することに致しております。本来、補助制度は、常にスクラップ・アンド・ビルド的に検証を行うことが適正であることから、今回の検証に至ったものでございます。この補助制度は、今から38年前、昭和53年当時の首長さん方が、一部事務組合設立により、現在地に火葬場施設を建設する際の容認条件として、特に、郡部の住民が遠距離の利用となるため、近距離利用の住民との間に経済的負担が生じることのないように解消策として、霊柩車を使用した者には基本料金の一律負担となるよう走行料金は全額、市町村が負担してきたものであります。しかし、この補助制度も、昨今の葬儀事情の様相が変わり市町村の助成なくとも住民に与える影響は小さく、県下でも田川地区だけ実施する制度であること、補助金の目的である経済的な平等性を意図とする行政側の扶助的要件が薄らいでいること、少額の補助金に、もらう側の住民も失笑するなど、その役割も非効率であると検証結果で判断されたものであります。現在では、この補助金制度も恒常化したようになっておりますが、あくまでも市町村長の裁量権により、予算化されてきたものであり、廃止も市町村長の政治的裁量に決まるもので、今回、市町村長と事前に協議を行い、投資的効果が薄い制度となっているとの判断に至り、廃止することに致しました。また、廃止に伴う、減少する財源については、組合の懸案事項である、組合職員の定数管理の適正化による、一般職員1名の採用に伴う人件費や火葬業務に従事するスタッフの労務環境の経済対策効果を合わせた不足分、1,214万円の必要財源を確保するため、他の予算経費を十分に精査したうえで、不足する財源に充当したものでございます。以上、2款、1項の総務管理費合計では、1億3,816万7千円となり、前年度の火葬炉の大規模改修の完了に伴い、前年度比較して1,050万1千円の減額となっております。次の2款、2項の監査委員費では、7万9千円を予定するものでございます。まず、1節の報酬では、識見の監査委員の日額報酬6日分、議会選出の監査委員報酬2日分として6万4千円を。次の、9節の旅費では、工事検査等の現場出向に対する費用弁償として1万5千円を計上するものでございます。以上が、2款、総務費の予算内容でございます。続いて、次の頁、9頁に移らせて頂きます。3款、公債費でございますが、1万1千円を予定致しております。まず、1目の元金では、存置科目とし、次の、2目の利子においては、一時借入金の借入利息1万円を計上。最後に、4款の予備費では前年度どおり130万円を予定するものでございます。以上が、平成29年度当初予算に係ります歳入歳出予算の詳細でございます。予算書10頁から14頁までは、特別職や一般職員の給与費明細書を、15頁には、債務負担行為調書を、以降には予算に関する附表を添付いたしておりますので、ご参照をお願い頂くと存じます。以上、事務局からの予算説明を終らせて頂きます。

◎議長（皆川 高司君）

ただ今、提案理由の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司君）

柿田議員。

◎議員（柿田 孝子君）

平成29年1名の職員を採用されたという旨が補正予算の中でもあったと思うのですが、何名の方が応募されて、採用試験には何名が来られて、最終的に1名になったのか、お願いします。

◎議長（皆川 高司君）

事務局。

◎事務局長（松崎 紀公君）

応募者は2名ございました。男性1名、女性1名の2名でございます。第一次は筆記と論文試験を行いまして、一次試験は2名を合格致しました。第二次試験は面接試験でございまして、そこでの面接の結果、最終的に男性1名を採用したものでございます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司君）

櫻井議員。

◎議員（櫻井 英夫君）

局長の詳細な説明でよく分かりましたのですが、28年度に比べて1,000万円減額の予算になっておりますが、霊柩車の補助金制度を廃止したという一点がございました。それから、一般管理費の中で、630万円ほど減になっております。職員採用となれば、同じか、増えるかというふうに思っておりますけれど、参考までにこの減になった理由を、一般管理費の中の減額に要因について、説明をお願い致します。

◎議長（皆川 高司君）

事務局どうぞ。

◎事務局長（松崎 紀公君）

それにつきましては、約1,210万円の費用が必要でございましたので、昨年の28年度はあくまでも予定でございましたが、施設整備基金の積立金を4,000万円予定致しておりました。しかし今回このような懸案事項がございましたので、その財源に充当するために、施設整備基金への積立てを4,000万円から3,000万円に引き下げたということで、そこに1,000万円減額が生じたということでございます。

◎議長（皆川 高司君）

ほかにご覧いませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司）

ないようですので、これより討論に移ります。討論は、ございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司君）

柿田議員。

◎議員（柿田 孝子君）

基金条例のところでも申し上げたように、当初予算の中にも準備基金として3,000万円が入っていることから、私は今回の当初予算についても反対を致します。

◎議長（皆川 高司君）

賛成討論のある方。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎（皆川 高司君）

櫻井議員。

◎議員（櫻井 英夫君）

局長の詳細な説明でわかるとおり、今後を踏まえた立派な予算になっていると思います。よって本案に賛成でございます。

◎議長（皆川 高司君）

ほかにありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司君）

なようですので、討論を終わります。これより、採決をいたします。採決の方法は、起立により、行いたいと存じます。本案に、賛成の方の起立を求めます。起立、多数であります。よって、議案第4号「平成29年度田川地区斎場組合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。以上をもちまして、本会議に付議されました案件は、すべて、終了いたしました。これをもちまして、平成29年第1回田川地区斎場組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。